

要 望 活 動 報 告 書

実 施 日	平成24年 1月25日 (水)
要 望 者	会津総合開発協議会 全会員
要 望 先	文部科学省
要 望 事 項	<p>原子力損害賠償紛争審査会より示された指針の見直し並びに風評被害も含めた十分な賠償を求め、緊急要望活動を実施いたしました。</p> <p>以下、要望事項であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 賠償の範囲を福島県内全域とし、全県民に対し、十分な賠償を行うこと。 2. 賠償額は、実態に見合った額とすること。
要望の様子 (写真)	<div style="text-align: center;">  <p>↑ 神本美恵子 文部科学大臣政務官への要望</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>↑ 戸谷一夫 文部科学省研究開発局長への要望</p> </div>

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う

賠償指針の見直しについての要望

去る平成23年12月6日に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会より、自主的避難等に係る損害についての賠償指針が示されたところではありますが、その対象範囲は一部の市町村に限定されており、福島県内全域を対象とはしておりません。

東京電力福島第一原子力発電所事故は、実質被害、風評被害、健康不安等を引き起こし、県内全域全県民の生活に深刻な影響を与え続けております。

会津地方においても、農畜産物の出荷制限、風評による観光客の減少などにより地域産業は大きな損害を被ったばかりでなく、実際の放射線量は問題の無い数値であるにもかかわらず、住民は不安と精神的苦痛を受け続けており、それは、今回の対象地域と全く同じであります。

故に、福島県内の実情を全く理解していないと言わざるを得ない今回の指針について、下記のとおり、早期に見直しを図るよう強く要望いたします。

記

1. 賠償の範囲を福島県内全域とし、全県民に対し、十分な賠償を行うこと。
2. 賠償額は、実態に見合った額とすること。